

第1章

教育再生の着実な推進

総論

現在、政府においては、「教育再生」が重要課題とされており、内閣官房に設置された教育再生実行会議では、これまでに十一次にわたる提言が出されました。また、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会では、教育の振興に関する重要事項が審議され、答申等が行われています。文部科学省はこれらの提言や議論を踏まえるとともに、「教育基本法」の理念の下、「教育振興基本計画」に基づき、教育再生のための施策を推進しています。

本章では、まず第1節で、教育再生をめぐる議論の現状について、中央教育審議会と教育再生実行会議の検討状況等を紹介します。続いて、第2節では、平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画について紹介します。最後に、第3節では教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、国立教育政策研究所の活動について紹介します。

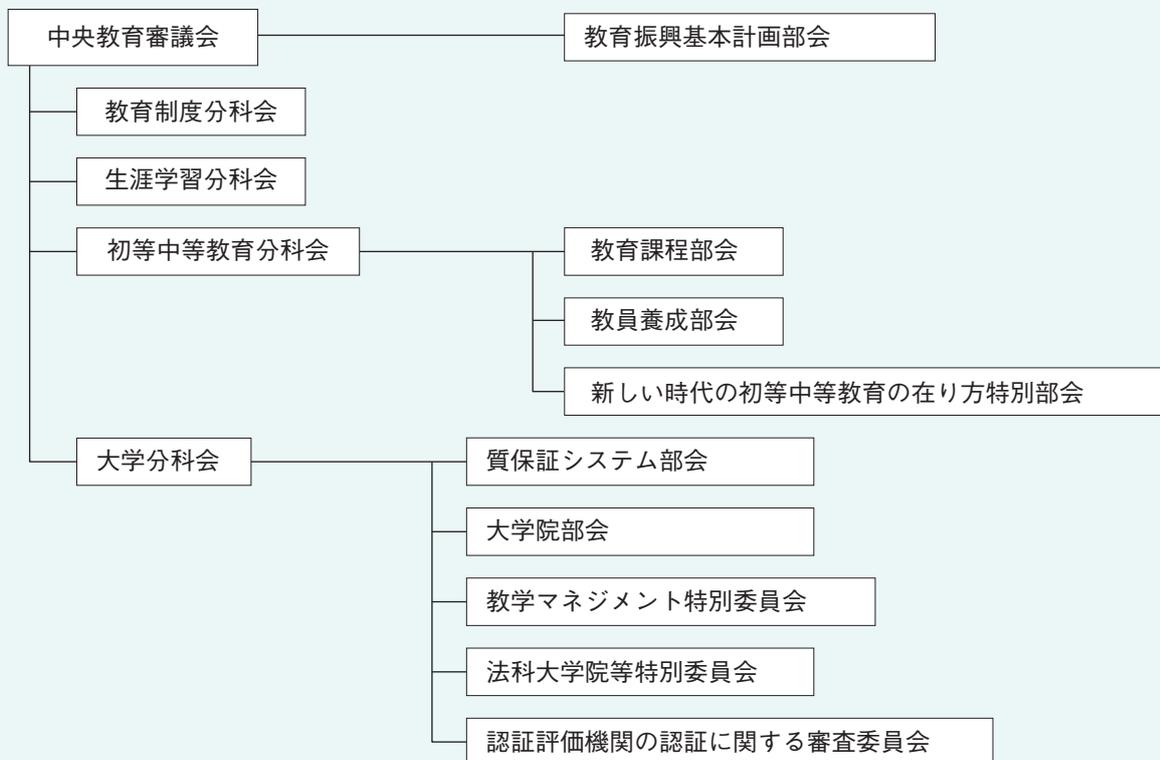
第1節 教育政策をめぐる動き

1 中央教育審議会

(1) 中央教育審議会について

中央教育審議会は、文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興、生涯学習の推進などに関する重要事項を調査審議する機関であり、教育改革の推進に当たって重要な役割を果たしています（図表2-1-1）。

図表 2-1-1 第10期中央教育審議会機構図



令和元年6月1日現在

(2) 最近の主な答申

①第3期教育振興基本計画について

平成28年4月の諮問を受け、教育振興基本計画部会において「第3期教育振興基本計画」の策定について審議が行われ、30年3月8日に「第3期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられました。

答申の第1部では、「人生100年時代」「超スマート社会（Society 5.0）^{*1}」の到来といった、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造について提言されています。

また、第2部では、第1部で示された今後の教育政策の方向性を踏まえ、平成30年度から令和4年度までの5年間における1. 教育政策の目標、2. 目標の進捗状況を把握するための指標、3. 目標を実現するために必要となる施策群について、目標と実施手段を体系的に示す、いわゆるロジックモデルを活用しつつ整理されており、21の今後5年間の教育政策の目標と57の指標、必要となる施策群が提言されました^{*2}。その後、政府内での調整を経て、平成30年6月15日に第3期の「教育振興基本計画」が閣議決定されました。

②2040年に向けた高等教育のグランドデザインについて

平成29年3月6日の中央教育審議会総会において、「我が国の高等教育に関する将来構想について」諮問が行われ、「第4次産業革命」の進展や、本格的な人口減少社会の到来など経済社会の大きな変化の中で、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、おおむね2040年頃の社会を見据えて、これからの時代の高等教育の将来構想について、総合的な検討を要請しました。本諮問を受け、中央教育審議会大学分科会将来構想部会を中心に審議が進められ、平成30年11月には、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」が取りまとめられました。その答申においてSociety 5.0の到来や18歳人口の減少等の社会の変化を踏まえ、①専門に関する知識のみではなく、文理横断型の教育への転換とともに、教育の質の保証を進め、「何を学び、身に付けることができたのか」という学修の成果の可視化の促進、②地域における質の高い高等教育機会の確保のための各大学間の「強み」を活かした連携・統合の在り方や、18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関全体の規模などについて提言がなされました。

③人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

平成30年3月の諮問を受け、生涯学習分科会を中心に、今後の地域における社会教育の在り方や今後の社会教育施設の在り方について審議が行われ、30年12月21日に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」が取りまとめられました。

答申では、人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとされています。その上で、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」が提示され、学びの場への地域住民の主体的な参画を得ることや、首長部局、学校、NPO、企業等の多様な主体がこれまで以上に連携・協働すること、これらを実際に主導するため様々な取組を企画・実施する専門性ある人材の活躍を促進することが重要とされています。

また、社会教育施設については、従来の役割に加え、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組等の拠点としての役割が求められていくとされ、現在、教育委

*1 ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。

*2 参照：第1章第2節

員会が所管することとされている公立社会教育施設を、各地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が所管できることとする特例について、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべきとされました。

④新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について

平成29年6月の諮問を受け、初等中等教育分科会の下に設置された学校における働き方改革特別部会において審議が行われ、31年1月25日に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革について（答申）」が取りまとめられました。

答申では、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、学校における働き方改革の目的を実現するため、

- ①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進
- ②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ③学校の組織運営体制の在り方
- ④教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
- ⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備等の総合的な方策について提言されました。

(3) 第10期中央教育審議会

平成31年2月15日、第10期中央教育審議会委員が任命され、新しい審議体制が発足しています。第10期においては、以下の事項等について審議を行っています。

①新しい時代の初等中等教育の在り方について

平成31年4月17日に開催された中央教育審議会総会において、「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問を行いました。本諮問は、初等中等教育における様々な課題を克服し、新しい時代を見据えて教育の質を高めるために総合的な検討をお願いするというものです。

諮問の内容は大きく4点あり、

- ①新時代に対応した義務教育の在り方、
- ②新時代に対応した高等学校教育の在り方、
- ③増加する外国人児童生徒等への教育の在り方、
- ④これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等です。

Society 5.0時代の到来といった急激な社会的変化が進む中、子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することができる教育の実現に向け、今後、議論を進めていきます。

2 教育再生実行会議

(1) 教育再生実行会議の第十次提言までの動き

教育再生実行会議は、21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため、平成25年1月から内閣総理大臣が開催しているものです。同会議は、29年6月までに十次にわたる提言を行いました。これらの提言を受け、既にいじめ防止、教育委員会改革、大学ガバナンス改革及び教育研究力の強化、義務教育学校の制度化、教師の養成・採用・研修の一体改革、専門職大学及び専門職短期大学の制度化等について法改正等がな

れるなど、様々な施策が実施に移されました。このように、教育再生実行会議は、教育再生の牽引力として大きな役割を果たしています（図表2-1-2）。

また、平成30年5月には、これまでの提言のフォローアップを行った「これまでの提言の実施状況について（報告）」を取りまとめました。この報告では、これまでの提言事項の中で、現在の状況を踏まえてさらに取組を進めることが期待される7項目の重要事項^{*3}について、会議での審議に加えて、小中学校や大学への実地視察を行うことにより、その取組状況をフォローアップしました。

図表2-1-2 教育再生実行会議の提言と取組

教育再生実行会議の提言と取組（第一次・第二次提言）	
<p>第一次提言 いじめの問題等への対応について (平成25年2月26日)</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ対策のための法律の制定 道徳の教科化、道徳教材の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)。施行後3年見直し規定を受け、国の基本方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定(平成29年3月)。 道徳教育用教材「私たちの道徳」を作成・配布(「心のノート」の全面改訂)(平成26年度より使用開始)。 中教審(注1)での議論を経て、「道徳の時間」を「特別の教科道徳」(小・中学校)として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正(平成27年3月27日改正)。小学校は平成30年度、中学校は令和元年度から、検定教科書を導入して「特別の教科道徳」を実施。 <p>(注1)「道徳に係る教育課程の改善について(答申)」(平成26年10月)</p>
<p>第二次提言 教育委員会制度等の在り方について (平成25年4月15日)</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政の権限と責任の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 中教審答申(注2)をとりまとめ、新教育長の任命・総合教育会議の設置・大綱の策定等を含めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(教育委員会制度改革)」(平成27年4月1日施行)。都道府県・市町村における新教育委員会制度への移行状況調査を実施(平成27年度～)。 新教育長の任命は、都道府県・指定都市で100%、市町村で96.0%実施済。総合教育会議は、都道府県・指定都市で100%、市町村で99.9%開催済。大綱は、都道府県・指定都市で100%、市町村で98.9%策定済。(平成30年9月現在) <p>(注2)「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」(平成25年12月)</p>
教育再生実行会議の提言と取組（第三次提言）	
<p>第三次提言 これからの大学教育等の在り方について (平成25年5月28日)</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバル化に対応した教育環境づくり イノベーション創出のための教育・研究環境づくり 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化 社会人の学び直し機能を強化 大学のガバナンス改革 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校・中学校での外国語活動の導入、小学校高学年での教科化、中学校段階における外国語教育の充実について、小・中学校学習指導要領を改訂(平成29年3月31日公示)。 高校段階における外国語教育の充実について、高等学校学習指導要領を改訂(平成30年3月30日公示)。 平成26年度以降、グローバル化に対応した取組を新たに実施(トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム、スーパーグローバルハイスクール事業、スーパーグローバル大学創成支援事業等)。 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律(大学のガバナンス改革)」(平成27年4月1日施行) 「国立大学法人法の一部を改正する法律(指定国立大学法人制度の創設)」(平成29年4月1日施行)。東北大学、東京大学、京都大学、東京工業大学、名古屋大学、大阪大学の6法人を指定。 「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」において「理工系人材育成に関する産学官行動計画」を策定(平成28年8月)。本計画を踏まえ、大学関係者による協議体(大学協議体)を設立(平成29年12月)し、教育機関と産業界の議論を継続的に実施。 社会人の学び直しを推進するための「職業実践力育成プログラム(BP)」認定制度を創設(平成27年7月)。242課程を認定(平成31年4月時点)。
教育再生実行会議の提言と取組（第四次・第五次提言）	
<p>第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について (平成25年10月31日)</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校教育の質の向上(達成度テスト(基礎レベル)の創設等) 大学の人材育成機能の強化 大学入学者選抜改革(達成度テスト(発展レベル)の創設、多面的・総合的な選抜への転換等) 	<ul style="list-style-type: none"> 中教審(注3)等での議論を経て、「高大接続システム改革会議」の「最終報告」(平成28年3月)を踏まえ、「高校生のための学びの基礎診断」実施方針、記述式問題の導入や民間の検定試験を活用した英語4技能評価を盛り込んだ「大学入学共通テスト」実施方針及び「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」を策定(平成29年7月)。平成30年11月の試験の実施運営も含めた総合的な検証を踏まえ、令和元年6月に「大学入学共通テスト実施大綱」を策定・公表。 「高校生のための学びの基礎診断」の運用開始(平成30年度)。「大学入学共通テスト」(令和2年度～)の円滑な実施に向けた取組を引き続き推進。 大学教育について、学校教育法施行規則を改正し、「三つの方針」(①卒業認定・学位授与、②教育課程編成・実施、③入学者受入れ)の一体的な策定・公表を制度化(平成29年4月施行)。 <p>(注3)「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26年12月)</p>
<p>第五次提言 今後の学制等の在り方について (平成26年7月3日)</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育の制度化 高等教育機関における編入学等の柔軟化 実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化 	<ul style="list-style-type: none"> 中教審答申(注4)をとりまとめ、「学校教育法等の一部を改正する法律(義務教育学校等の制度化、高等学校専攻科からの大学への編入学の制度化等)」(平成28年4月1日施行)。 義務教育学校の数:82校(平成30年5月1日現在) 高等学校(専攻科)から大学へ編入学した生徒の数:22名 有識者会議を経て、中教審答申(注5)をとりまとめ、「学校教育法の一部を改正する法律(専門職大学及び専門職短期大学の制度化)」(平成31年4月1日施行)。「専門職大学設置基準」及び「専門職短期大学設置基準」を制定するとともに、大学設置基準等を改正し既存の大学・短期大学における専門職学科も制度化。設置認可審査を実施し、平成31年4月に専門職大学2校、専門職短期大学1校が開学。 <p>(注4)「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効率的なシステムの構築について(答申)」(平成26年10月)</p> <p>(注5)「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」(平成28年5月)</p>

*3 重要事項として、①いじめ問題への対応や教育委員会制度改革、②学校指導体制の構築や教師の資質向上、③高校と大学の接続の改革、④大学の教育研究力の強化、⑤新たな時代を見据えた教育の在り方、⑥学校・家庭・地域教育力の向上、⑦教育投資の充実と教育費の負担軽減の7つの項目を選定。

教育再生実行会議の提言と取組（第六次提言）

第六次提言 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について
(平成27年3月4日)

【主な内容】

- 誰もが「学び続け」、挑戦できる社会の実現
- 女性、高齢者、障害者など「**全員参加型社会**」の実現
- コミュニティ・スクール、地域学校協働活動をはじめとした**学校と地域の連携・協働の在り方**の検討
- 奨学金等を活用した**大学生等の地方定着**の促進
- 地（知）の拠点となる大学等に支援

- 「**全員参加型社会**」の実現に向けた文科省と厚労省の連携協議の場を設置（平成27年4月～、平成29年4月までに7回会議を開催）。
 - 女性・高齢者・障害のある児童生徒等の学びや社会参加の促進のための各種事業を実施。
 - コミュニティ・スクールの推進・加速や地域学校協働活動の促進等に向けた「**次世代の学校・地域**」創生プランを策定（平成28年1月文科大臣決定）。
 - 中教審答申（注6）をとりまとめ、「**義務標準法等一部改正法**」（**学校運営協議会設置（コミュニティ・スクール導入）の努力義務化や地域学校協働活動の推進等**）（注7）（平成29年4月1日施行）。
 - 学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや、地域の活性化を推進するため、「**コミュニティ・スクール推進体制構築事業**」、「**地域学校協働活動推進事業**」を実施。
 - 奨学金を活用した大学生等の地方定着を促進するため、日本学生支援機構の無利子奨学金における優先枠の設定や、奨学金返還支援制度（注8）を創設（平成27年度～）。32府県が奨学金返還支援制度を実施（平成31年3月時点）。
 - 地域課題の解決に取り組み、地（知）の拠点となる大学に対する支援（COC+）を充実強化（平成27年度～）。
- （注6）「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方針について（答申）」（平成27年12月）
- （注7）「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」
- （注8）大学等卒業後、地方の企業等に就職した場合、大学等在学時に貸与を受けた奨学金の返還について支援を受ける制度

教育再生実行会議の提言と取組（第七次・第八次提言）

第七次提言 これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について
(平成27年5月14日)

【主な内容】

- ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成
- アクティブ・ラーニング**の推進
- 教師に優れた人材が集まる改革（育成指標の明確化、全国的な育成支援拠点の整備等）

- 有識者会議における議論をもとに、「**教育の情報化加速化プラン**」を策定（平成28年7月）。
 - 学習者用デジタル教科書**を制度化する「**学校教育法等の一部を改正する法律**」（平成31年4月1日施行）。
 - 次期学習指導要領に関する中教審答申（注9）（各教科等の具体的な在り方、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の観点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立等）を踏まえ、平成29年3月に小・中学校学習指導要領を、平成30年3月に高等学校学習指導要領を改訂。新学習指導要領においては、情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け。
 - 中教審答申（注10）を受け、養成・採用・研修を通じた教員の資質向上に向けた「**次世代の学校・地域**」創生プランの策定（平成28年1月文科大臣決定）。
 - 「**教育公務員特例法等の一部を改正する法律**」（**校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的な整備、独立行政法人教員研修センターの機能強化等**）（平成29年4月1日施行）。各地域において、教育委員会と大学等の協議を経て、指標及び教員研修計画を策定。
- （注9）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月）
- （注10）「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（平成27年12月）

第八次提言 教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について
(平成27年7月8日)

【主な内容】

- 「**幼児教育の段階的無償化及び質の向上**」、「**高等教育段階における教育費負担軽減**」を優先した教育投資
- 民間資金の活用、税制の見直し等による**教育財源確保**
- 国民の理解の醸成

- 幼児教育の段階的無償化（第3子以降無償化、所得の低い世帯で第2子無償など、無償化の範囲を拡大）及び質の向上を著実に実施。高等教育段階の教育費負担軽減について、「**独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律**」（**給付型奨学金制度の創設**）（平成29年4月1日施行）。特に経済的に厳しい者（私立自宅外生、児童養護施設退所者等）を対象に平成29年度に創設・先行実施、平成30年度から本格実施。
- また、更なる教育の無償化・負担軽減を推進するため、「**子ども・子育て支援法の一部を改正する法律**」（令和元年10月1日施行）、「**大学等における修学の支援に関する法律**」（令和2年4月1日施行）。さらに、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化（令和2年4月～）を実施予定。
- 国立大学法人等への個人寄附のうち、経済的理由により修学困難な学生等に対する修学支援事業に充てられるものについて、税額控除を導入（平成28年度～）。
- 客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方などを盛り込んだ、第3期教育振興基本計画を策定（平成30年6月15日閣議決定）。文部科学省の組織再編を通じ、教育分野のEBPM推進体制を構築。

教育再生実行会議の提言と取組（第九次・第十次提言）

第九次提言 全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ
(平成28年5月20日)

【主な内容】

- 発達障害など障害のある子供や不登校等の子供、日本語能力が十分でない子供など、**一人一人の課題へのきめ細かな対応**の充実
- 特に優れた能力をさらに伸ばす教育の充実
- 給付型奨学金の検討**など、家庭の教育費負担の軽減

- 「**個別の教育支援計画**」や「**個別の指導計画**」を通級による指導や特別支援学級在籍の児童生徒全員（注11）に作成する旨を改訂後の小・中学校、高等学校学習指導要領に記載。また、学校教育法施行規則を改正し、「**個別の教育支援計画**」の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と情報共有を図ることとした（平成30年8月27日施行）。
- 高等学校における通級による指導を制度化（平成30年4月1日施行）。また、高校標準法施行令を改正（平成30年4月1日施行）し、公立高等学校における通級による指導のための加配定数措置を可能とした。
- 不登校児童生徒等への支援について、「**教育機会確保法**」（注12）（主に平成29年2月14日施行）や基本方針（平成29年3月文科大臣決定）を踏まえ、教育相談体制の充実や、不登校特別校や教育支援センター、夜間中学の設置促進等に関する事業を実施。
- 「**義務標準法等一部改正法**」（注13）（**障害に応じた特別の指導（通級による指導）や外国人児童生徒等教育の充実のための教員の基礎定数化等**）（平成29年4月1日施行）。平成29年度～令和38年度の10年間で、加配定数（平成28年度64,000人）の約3割を基礎定数化。
- 「**独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律**」（**給付型奨学金制度の創設**）（平成29年4月1日施行）。特に経済的に厳しい者（私立自宅外生、児童養護施設退所者等）を対象に平成29年度に創設・先行実施、平成30年度から本格実施。（再掲）

第十次提言 自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上
(平成29年6月1日)

【主な内容】

- 家庭の教育力向上に向けた、**総合的な家庭教育支援や訪問型家庭教育支援、子供と向き合う時間の確保の推進**
- 地域の教育力向上のための、**コミュニティ・スクールの導入促進や地域学校協働活動の推進**
- 学校の教育力向上のための、**教師の働き方改革**
- 子供たちの自己肯定感を育む取組の促進

- （注11）小・中学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒、高等学校においては、通級による指導を受ける生徒
 - （注12）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」
 - （注13）「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」
 - 様々な困難や課題を抱える家庭への教育・福祉の包括的・一体的支援が行われるよう、文部科学省及び厚生労働省の関係局課による、「**教育・福祉の連携・協力推進会議**」を開催（平成29年7月～）。事例集をとりまとめ、平成30年7月に公表。
 - 子育て支援と家庭教育支援の連携体制整備や、訪問型家庭教育支援を含めた地域における家庭教育支援を推進。
 - 官房長官を議長とするキッズウィーク総合推進会議を設置（平成29年7月～）。学校教育法施行令の一部改正（平成29年9月施行）等により、学校休業日の分散化、有給休暇の取得、多様な活動機会の確保等を促進。
 - コミュニティ・スクール推進体制の構築や地域学校協働活動の推進等に関する事業を実施。
 - 学校における働き方改革に関する中教審答申（注14）を踏まえ、文部科学大臣を本部長とする「**学校における働き方改革推進本部**」を設置し、工程表の作成や大臣メッセージ・広報用動画の発表等の総合的な取組を推進するとともに、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実に必要な経費を令和元年度予算に計上。
- （注14）「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月）

(2) 教育再生実行会議第十一次提言「技術の進展に応じた教育の革新，新時代に対応した高等学校改革について」

我が国では、人口減少や少子・高齢化が急速に進む中で、地方では人口減少や地域経済の縮小が進んでおり、地方の活力を取り戻すためにも、地方創生に国を挙げて取り組むことが必要となっています。また、人生100年時代においては、一人一人が「学びは終わりのないプロセス」であることを意識し、生涯を通じて社会で活躍するために、能動的に学び続けることが重要となります。さらに、AIやIoTなどの技術の急速な発展に伴いSociety 5.0が到来しつつある中、こうした技術の開発に関する国際的な競争は激しさを増しています。

今後更に加速するであろうこうした様々な社会の変化に対し、子供達が受け身になることなく、その中から積極的にチャンスを見つけ、それを活用し、活躍していくことができるよう、教育を通じて必要な資質・能力を育成していくことが大切であり、新たな時代を見据えた教育再生を大胆に進める必要があります。

教育再生実行会議では、このような問題意識の下、「技術の進展に応じた教育の革新」と「新時代に対応した高等学校改革」の2つをテーマとして、平成30年8月よりワーキング・グループを設けて検討を重ね、令和元年5月、第十一次提言「技術の進展に応じた教育の革新，新時代に対応した高等学校改革について」として取りまとめました。

本提言では、「技術の進展に応じた教育の革新」について、

- 基礎的読解力や数学的思考力をはじめ、データサイエンス等に関する教育等も含めた基盤的な学力や情報活用能力の育成
- 学習指導要領の一部改訂など、教育課程の不断の見直しを進め、中長期的な観点から教科書の弾力的見直しについての検討
- 社会の変化や技術の急速な進展を踏まえた養成・採用・研修の全体を通じた教師の資質・能力の向上、外部人材の積極的な活用
- 全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう、大学・民間企業等と協働したプラットフォームの構築や、特例校制度による指導法研究
- スタディ・ログ等を活用した個別最適化された学びの実現に向けた実証研究の推進
- 全ての大学生がAI・数理・データサイエンスの基礎的な素養を身に付けられるよう標準カリキュラムの作成
- 高等専門学校において、大学と連携した高度な専門教育によるハイブリッド型の連携教育プログラムの導入の促進
- 障害のある児童生徒への指導の効果を高めるための支援機器や教材の効果的な活用の促進
- 地方財政措置（単年度1,805億円）が講じられている学校のICT環境整備について、地方公共団体間で差が生じている要因等の分析と、必要な対応の実施
- 競争的な環境で安価にICT機器等を調達できるよう、価格の相場観などモデルの提示やガイドブックの作成
- 高齢者や障害者、外国人等の図書館利用が容易となるよう、先端技術を活用した点字・視聴覚資料等の活用事例について調査などを盛り込んでいます。

また、「新時代に対応した高等学校改革」については、

- 全ての高等学校における、生徒受入れに関する方針、教育課程編成・実施に関する方針、修了認定に関する方針の策定
- 普通科の各学校が、教育理念に基づき選択可能な学習の方向性に基づいた類型の枠組みの提示
- 文系と理系科目の両方をバランスよく学ぶ仕組みの構築

2. 新時代に対応した高等学校改革

背景

- ・高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学。一方、高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化。高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化。
- ・少子高齢化、就業構造の変化、グローバル化、AIやIoTなどの技術革新の急速な進展によるSociety5.0の到来など、高等学校を取り巻く状況は激変。
- ・これからの高等学校においては、生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を身につけさせるとともに、文理両方をバランスよく学ぶこと等を通じ、Society5.0をたくましく生きる力を育成。

主な提言事項

(1) 学科の在り方

- 全ての高等学校において、生徒受入れに関する方針、教育課程編成・実施に関する方針、修了認定に関する方針を策定
- 国は、普通科の各高等学校が、教育理念に基づき選択可能な学習の方向性に基づいた類型の枠組みを提示

<類型の例>

- ・キャリアをデザインする力の育成重視
- ・グローバルに活躍するリーダーの養成重視
- ・サイエンスやテクノロジーの分野におけるイノベーターとしての素養の育成重視
- ・地域課題の解決等を通じた探究的な学びの重視

- 類型の種類や履修・指導体制の在り方について、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討

- 文系・理系科目をバランスよく学ぶ仕組みの構築

【参考】生徒数 (平成29年度)

普通科	239万人	(73%)
専門学科	71万人	(22%)
総合学科	18万人	(5%)

(6) 中高・高大の接続

- 文理両方を学ぶ人材の育成の観点から、文系・理系に偏った試験からの脱却を目指し、大学入学者選抜の在り方の見直し
- 入学者選抜改革やカリキュラム改善等、教育の質向上に取り組む大学の支援の充実
- 高等学校卒業者の職業選択である「一人一社制」について、よりよいルールとなるよう検討

(2) 高等学校の教育内容、教科書の在り方

- 新高等学校学習指導要領の着実な実施
- 社会の変化に対応するための学習指導要領の一部改訂の実施、標準的な授業時間の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
- 技術革新の進捗が早い分野の教科・科目に係る教科書の弾力的見直しを検討

(4) 教師の養成・研修・免許の在り方

- 校内研修の充実、ベテランから若手教師への知識技能の伝承
- 教師の資質の向上に関する指標について学校種ごとに記述
- 特別免許状の弾力的な活用等による、ポストドク、企業人材、アスリート、芸術家などの外部人材の活用
- 特色ある教育活動を推進している校長の在職期間の長期化など、人事異動の在り方の再点検

(3) 定時制・通信制課程の在り方

- 定時制・通信制課程における生徒のキャリア形成に必要な社会的スキル等の育成方針について検討
- 通信制課程において「高校生のための学びの基礎診断」の活用促進等による質の確保・向上
- 広域通信制高等学校の第三者評価の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上

(5) 地域や大学等との連携の在り方

- 高等学校と市町村、産業界、大学等が協働した地域課題の解決等を通じた学びの実現
- 高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施の推進
- 高等学校と地域をつなぐコーディネーターの役割やその在り方の検討

(7) 特別な配慮が必要な生徒への対応

- 不登校などの多様な課題を抱える生徒に対応するためのスクールカウンセラーなどの専門人材の配置状況の把握と、適正な配置・活用に向けた方策の検討、SNSを活用した教育相談体制の充実
- 高等学校における通級による指導の充実、高等学校入学者選抜における合理的配慮
- 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた学校と関係機関等の連携
- 日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の受入体制の充実

(8) 少子化への対応

- 離島・中山間地域等の小規模な高等学校において、ICT等の導入や高等教育機関との連携強化により学習の多様性や質の高度化を図る
- 都道府県における検討に資するよう、都道府県における高等学校の再編や小規模校の活性化の状況や事例を情報提供

今後、中央教育審議会等において、制度化に向け専門的・実務的に検討。

3 「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」

人工知能 (AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられるなど、社会の在り方そのものが劇的に変わろうとしています。そのようなSociety 5.0という新たな時代を迎えるにあたり、広く国民にはどのような能力が必要か、また、社会を創造し先導するためにどのような人材が必要か、さらには、そのために我が国の教育政策として今後講ずべき取組は何かを検討するため、平成29年11月から議論を重ねてきました。議論にあたっては、幅広い分野の有識者の参画を得たほか、文部科学省の多くの若手職員も参加し、自由闊達な議論を行い、30年6月5日、「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」を公表しました。

議論のとりまとめにおいては、まず、Society 5.0の社会像を描いた上で、現実世界を理解し意味づけできる等の「人間の強み」を発揮し、AI等を使いこなしていくために、

- ・文章や情報を正確に読み解き対話する力
 - ・科学的に思考・吟味し活用する力
 - ・価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力
- が共通して求められることを指摘しました。

そして、このような力を育てていくためにも、

- ・これまでの一斉一律授業のみならず、個人の進捗や能力等に応じた学びの場となること
- ・同一学年集団の学習に加え、異年齢・異学年集団での協働学習が拡大していくこと

など、「学びの在り方の変革」を打ち出しています。

その上で、取り組むべき政策の方向性として、

- ①公正に個別最適化された学びの実現
- ②基盤的な学力や情報活用能力の習得
- ③大学等における文理分断からの脱却

といった三つの方向性を掲げました。

これらの方向性に関して、新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業や大学の数理及びデータサイエンス教育の全国展開など、速やかに取り組めるものについては令和元年度予算に計上しているところであり、さらに具体的施策を進めてまいります。

第2節 教育振興基本計画に基づく教育施策の推進

1 はじめに

平成18年に「教育基本法」が改正され、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの今日的な課題を踏まえ、教育の基本理念が示されました。この理念の実現に向けて、「教育基本法」の規定に基づき、政府の教育に関する総合的な計画として策定されるのが「教育振興基本計画」です。20年に政府は初めての「教育振興基本計画」を策定し、その後、様々な社会情勢の変化や、東日本大震災の発生などを踏まえ、25年6月に「第2期教育振興基本計画」を策定し、「教育基本法」の理念の実現に向けた諸施策を総合的・計画的に実施してきました。

2 第3期教育振興基本計画の策定について

平成28年4月に、30年度から令和4年度を対象年度とする「第3期教育振興基本計画」の策定について中央教育審議会に諮問が行われました。諮問の内容は大きく2点あり、1点目は「2030年以降の社会の変化を見据えた、教育政策の在り方について」、2点目は「各種教育施策について、その効果の専門的・多角的な分析、検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげるための方策について」です。

諮問に基づいて、中央教育審議会において審議が重ねられ、平成30年3月に「第3期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられました。「第2期教育振興基本計画」の進捗状況の客観的な点検が行われ、点検の結果は、より効果的・効率的な施策の実施に生かされるとともに、これまでの取組の成果、取り組むべき課題として「第3期教育振興基本計画について（答申）」に反映されています。

その後、政府内での調整を経て、平成30年6月15日に第3期の「教育振興基本計画」（以下、「第3期計画」という。）が閣議決定されました。

（1）我が国における今後の教育政策の方向性

第3期計画の第1部では、「教育基本法」に規定する教育の目的や目標を教育の普遍的な使命として掲げるとともに、教育をめぐる現状や課題として、これまでの取組の成果や2030年以降の変化等を見据え、取り組むべき課題が述べられています。その上で、「第2期教育振興基本計画」の「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を継承しつつ、「人生100年時代」、「超スマート社会（Society

5.0)」の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むとされています。

また、今後の教育政策に関する基本的な方針として、

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

の五つの方針が打ち出されています。

さらに、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造が挙げられています。客観的な根拠を重視した教育政策の推進では、教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要であること、客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進する体制を文部科学省に構築すること、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進することなどが述べられています。また、教育投資の在り方では、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に基づく取組の着実な実施により教育費負担の軽減の実現を大きく進めることや、各教育段階における教育の質の向上のための教育投資を確保すること、経済協力開発機構（OECD）諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保していくことなどが述べられています。さらに、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造に向けて、研究開発や先導的な取組を推進することや、地域課題の解決に向けた社会教育システムを構築することなどについて提言されています（[図表 2-1-4](#)）。

図表 2-1-4 第3期教育振興基本計画概要

※計画期間：2018～2022年度 第3期教育振興基本計画（概要）	
第1部 我が国における今後の教育政策の方向性	
I 教育の普遍的な使命 改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要	
II 教育をめぐる現状と課題 1. これまでの取組の成果 ○初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持 ○給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設 ○学校施設の耐震化の進展 等 2. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題 (1) 社会状況の変化 人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等 (2) 教育をめぐる状況変化 ○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化 ○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題 (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向 OECDによる教育政策レビュー等	III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項 第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す 《個人と社会の目指すべき姿》 (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成 (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展 《教育政策の重点事項》 ○「超スマート社会（Society5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、[生産性革命]の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要 ○教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む
IV 今後の教育政策に関する基本的な方針	1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する 3 生涯学び、活躍できる環境を整える 5 教育政策推進のための基盤を整備する
V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点	2. 教育投資の在り方（第3期計画期間における教育投資の方向） ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減 ・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保 ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保（防災・老朽化対策） ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備 ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など ・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保 ・その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成
1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進 ・教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要 企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す【ロジックモデルの活用、指標設定】 実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施 【職員の育成、先進事例の共有】 評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善 ・客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM（Evidence-Based Policy Making））を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進	3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造 ・超スマート社会（Society 5.0）の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進 ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開 ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

(2) 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第3期計画の第2部では、第1部で示された五つの基本的な方針に沿って、平成30年度から令和4年度までの5年間における1. 教育政策の目標、2. 目標の進捗状況を把握するための指標、3. 目標を実現するために必要となる施策群が示されています（図表2-1-5）。

また、地方公共団体において、各地域の実情を踏まえ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことの重要性についても言及されています。

文部科学省としては、第3期計画を踏まえ、生涯を通じた一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、今後の教育政策の推進に努めてまいります。

図表 2-1-5 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群			
第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、 ①教育政策の目標 ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標 ③目標を実現するために必要となる施策群を整理			
基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標	施策群
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(2) 豊かな心の育成<〃>		
	(3) 健やかな体の育成<〃>		
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	○自分にはよいくところがあると思う児童生徒の割合の改善	
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>	○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善	
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>		
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成		
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進		
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする	
	(13) 障害者の生涯学習の推進		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供		
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進 など
	(17) ICT利活用のための基盤の整備		
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減	
	(19) 児童生徒等の安全の確保	○私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了）	
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善	
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		

第3節 教育施策の総合的推進のための調査研究

国立教育政策研究所は、教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、初等中等教育から高等教育、生涯学習、文教施設までの教育行政全般にわたって、将来の政策形成のための先行的調査や既存の施策の検証など、教育改革の裏付けとなる基礎的な調査研究を進めています。また、国際的な共同研究に我が国の代表として参画するほか、児童生徒の学力の全国的な実態把握、教育委員会や学校と連携した調査研究、教育課程や生徒指導・進路指導に関する国内の教育関係者への情報提供など、幅広い活動を展開しています。

1 政策課題に対応した調査研究

重要な課題に対応し、外部の研究者や行政担当者などが幅広く参画するプロジェクト研究を行っています。平成30年度は、就学前を起点とする縦断調査の実施により、就学前の教育・保育施設的环境、保護者の養育態度や親子関係等がその後の子供の発達に与える影響を検証し、子育て支援策や学校教育制度の改善に役立つ視点を提供することを目指す「教育の効果に関する調査研究」や、高等教育進学に伴う学生の地域間移動を機関単位で分析し、地域ごとの今後の進学需要を予測すること等を目的とする「18歳人口減少期の高等教育進学需要に関する研究」などの調査研究を行いました。

2 専門的事項に関する調査研究及び教育活動支援

平成30年度は、児童生徒の学力の実態などを把握することを目的とした「全国学力・学習状況調査」*4の教科に関する調査問題を作成しました。そして、その調査結果の分析を行い、教育委員会、学校等の指導の改善・充実に資するよう、「解説資料」、「報告書」、「授業アイデア例」*5を作成しました。

また、教育委員会等を対象とした説明会の開催、教育委員会が主催する研修会等への学力調査官等の派遣などにより、調査結果を踏まえた指導・助言を行いました。このほか、令和元年度の調査における中学校英語の円滑な実施に向けて、予備調査を実施しました。

また、研究指定校事業において、効果的な教育課程の編成や指導方法の改善・充実に関する実践的な研究を推進し、研究協議会等においてそれらの成果の普及を図っています。

さらに、いじめや不登校、キャリア教育、幼児教育、社会教育、学校施設に関する調査研究を踏まえ、各種の指導資料や参考資料を作成し配布するほか、各種の研修事業等を実施しています。

3 国際共同研究等

国立教育政策研究所は、経済協力開発機構（OECD）が実施する「生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）」、「国際教員指導環境調査（TALIS：タリス）」、「国際幼児教育・保育従事者調査」のほか、国際教育到達度評価学会（IEA：International Association for the Evaluation of Educational Achievement）が実施する「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）」などの国際的な比較研究に日本代表機関として参画し、これらの問題や質問紙の作成、調査の実施、結果の分析などを担当しています。

2018（平成30）年度は、2018年6月から8月にかけて、全国の高等学校約200校（学科）を対象として、PISA2018年調査を、また、2019（平成31）年2月から3月にかけて、全国の小学校148校と中学校142校を対象として、TIMSS2019年調査を実施しました。

PISA調査は、義務教育修了段階の15歳児が持っている知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価することを目的としており、読解リテラシー（読解力）、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3主要分野について2000（平成12）年以降、3年ごとに実施されています。本調査の結果は、2019（令和元）年12月に公表される予定です。

また、TIMSS調査は、児童生徒の算数・数学及び理科の学力の推移を明らかにすることを目的としており、1964（昭和39）年度実施の第1回国際数学教育調査から続いているものです。今回の調査では、小学校第4学年と中学校第2学年の児童生徒、教員、学校、保護者を対象として、教科内容の調査と質問紙調査を実施しました。本調査の結果は、2020（令和2）年12月頃に公表される予定です。

4 研究活動等の成果の公開

国立教育政策研究所の研究・事業活動に関する報告書などは、国立教育政策研究所のウェブサイト*6や同研究所の教育図書館などで広く公開しています。また、シンポジウムの開催や全国の教育研究所で構成される全国教育研究所連盟の大会などを通じて、教育関係者に対

*4 参照：第2部第4章第1節

*5 参照：<http://www.nier.go.jp/18chousa/18chousa.htm>
<http://www.nier.go.jp/18chousakekkahoukoku/index.html>
<http://www.nier.go.jp/jugyourei/h30/index.htm>

*6 参照：<http://www.nier.go.jp/>

して幅広く研究活動等の成果の普及に努めています。

平成30年度は、各学校でカリキュラム・マネジメントを推進するための方策や課題について、実践研究を踏まえて検討し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善にいかにつなげるかを考えるシンポジウム「資質・能力の育成に向けたカリキュラム・マネジメントの推進—授業づくりの視点から—」を開催しました。

また、新しい時代の学校運営の姿・教師の役割と、それを支える「働く場所」としての学校施設の在り方について考える機会とするため、「学びのイノベーションに向けた創造的で働きやすい学校空間—シンガポールと日本の事例から—」をテーマとして国際シンポジウムを開催しました。



教育研究公開シンポジウム
「資質・能力の育成に向けたカリキュラム・マネジメントの推進—授業づくりの視点から—」

5 デジタルアーカイブの公開

教育図書館では、明治150年記念事業として、平成30年8月に「明治期教科書デジタルアーカイブ」*7と「貴重資料デジタルコレクション」*8を公開しました。

「明治期教科書デジタルアーカイブ」では、教育図書館で所蔵する教科書のうち、平成30年度は、明治期の教科書・教授書約11,500冊の画像を一般公開しました。教科書・教授書は、キーワードだけでなく、分類（教科）からも検索できるようになっています。

「貴重資料デジタルコレクション」では、教育図書館で所蔵する貴重資料のうち、78冊を全文カラーで公開しています。資料は、「往来物・和算書」「教育制度」「教授法」「教科書・学習書」「教育用絵画」「教育双六」「掛図」「その他」の8カテゴリに分類されています。

それぞれのデジタルアーカイブで提供している画像は、閲覧だけでなくプリントアウトとダウンロードができるようになっています。



明治期教科書デジタルアーカイブ



貴重資料デジタルコレクション

*7 参照：<http://www.nier.go.jp/library/textbooks/>

*8 参照：<http://www.nier.go.jp/library/rarebooks/>

明治の歩みをつなぐ、伝える

平成30年（2018年）は、明治元年（1868年）から起算して満150年に当たります。明治以降、近代国民国家への第一歩を踏み出した日本は、明治期において多岐にわたる近代化への取組を行い、国の基本的な形を築き上げていきました。

内閣制度の導入、大日本帝国憲法の制定、立憲政治・議会政治の導入、鉄道の開業や郵便制度の施行など技術革新と産業化の推進、義務教育の導入や女子師範学校の設立といった教育の充実を始めとして、多くの取組が進められました。

また、若者や女性等が海外に留学して知識を吸収し、外国人から学んだ知識を活かしつつ、単なる西洋の真似ではない、日本の良さや伝統を活かした技術や文化も生み出されました。

政府では、「明治150年」を迎える平成30年（2018年）を節目として、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくために、地方公共団体や民間企業等とも一緒になって様々な取組をしています。

（文部科学省における取組）

明治150年記念「教育に関するシンポジウム」の開催

我が国の近代化を支えた明治期以降の教育に関して、これまでの歴史的変遷、成果や課題等を振り返りつつ、未来の教育の在り方を展望するシンポジウムを開催した。第1部は高等教育、第2部は初等中等教育をテーマに、学識経験者、初等中等教育・高等教育関係者、首長等を交え、議論が行われた。



明治150年記念
「教育に関するシンポジウム」

大学図書館が所蔵する明治期コレクション企画展示の実施

明治期の技術や文化に関する遺産に触れる機会の充実のため、大学図書館において所蔵する明治期コレクションの企画展を開催。



明治150年関連企画展「時を奏でる雑誌たち」（名古屋女子大学越原記念館）

国立女性教育会館による「明治150年」企画展の実施

明治時代に出版された女性教育に関する雑誌・教科書等の資料や女性教育情報センターが所蔵する資料、明治期に関連するものについて展示を実施。



ミニ展示「明治時代の女子教育」

東京国立博物館による「近代の美術」に関する展示の実施

明治時代，パリなどで開催された万国博覧会に出品された作品や，皇室技芸員（当時，国が特に任命した美術・工芸作家）の優れた技があらわれた作品を中心に展示。



明治維新以来の近代美術の変遷

国立美術館における展示の実施

東京国立美術館工芸館では，鍍金家・鈴木長吉をはじめ，高い技術力と表現力を兼ね備えた名工たちの明治の精神を今に伝える作品を紹介する「名工の明治」を開催。また，京都国立近代美術館では，“超絶技巧”と評される工芸作品をはじめ，明治の美術作品を紹介する「明治150年展 明治の日本画と工芸」を開催。



鈴木長吉《十二の鷹》



並河靖之《藤図花瓶》

